

恵庭市告示第 35 号

本市の町の区域を次のとおり設定する旨、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

(この処分は令和 7 年 9 月 27 日から効力を生じるものとする)

令和 7 年 3 月 26 日

恵庭市長 原 田

裕



記

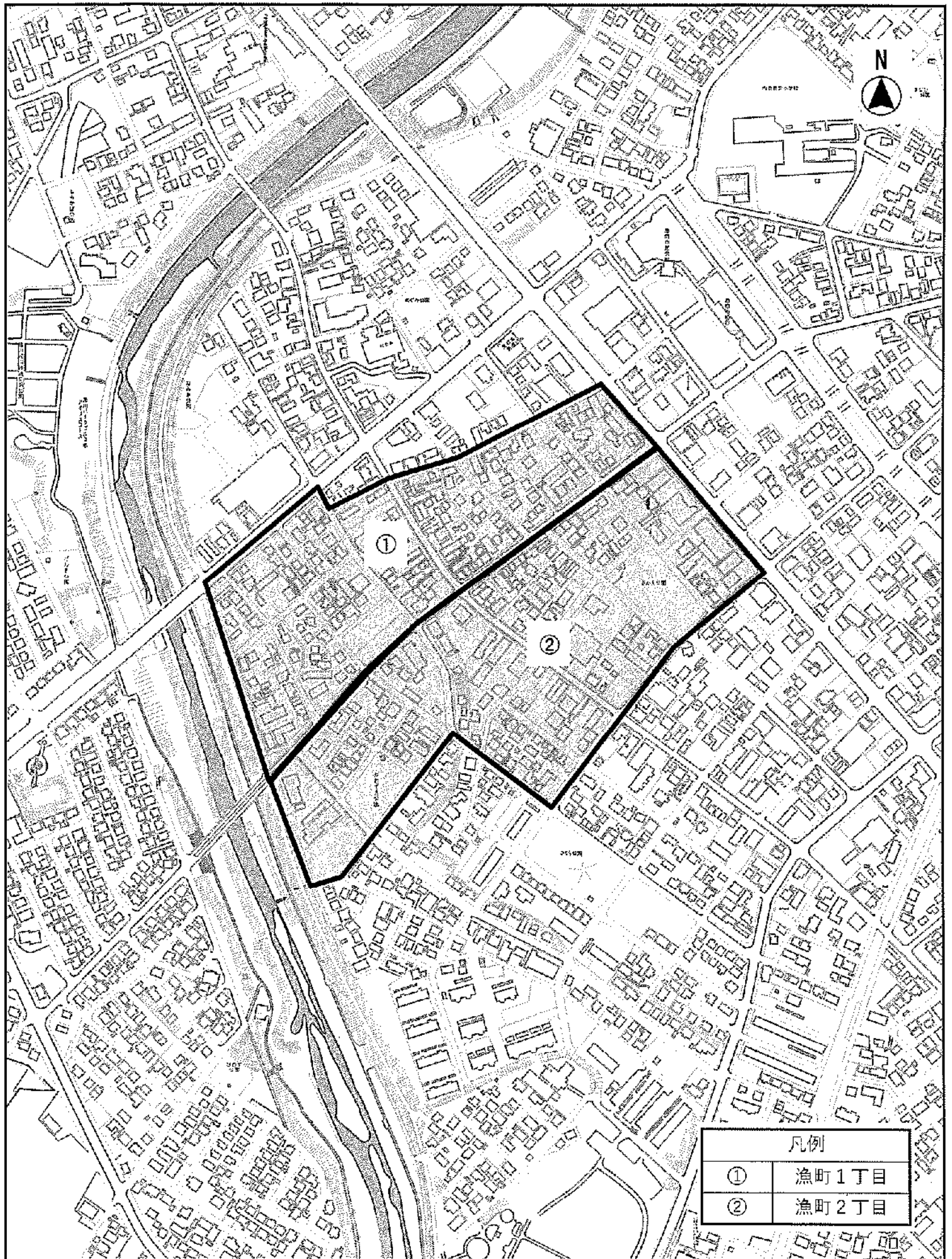
1 町の区域を新たに画するもの

新たに画する町の区域の名称	新たに画する町の区域	
	従来 of 名称	従来 of 区域
いざりまち 漁町 1 丁目	いざりまち 漁町	同町の一部
いざりまち 漁町 2 丁目	いざりまち 漁町	同町の一部

2 町の区域を廃止するもの

町の名称 いざりまち
漁町

新設する町の区域図



縮尺 1 : 5000

